

令和6年3月11日14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社坂東

期間:令和6年3月11日から令和6年5月10日まで(2ヵ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社坂東の元取締役が贈賄容疑で逮捕訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号口(贈賄)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号口(贈賄)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ 磯川 けんいち 健一 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 たくわ 宅和 ゆうじ 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 のぐち 野口 みちひさ 道久 (内線 6313)

令和6年3月11日
近畿地方整備局

株式会社坂東に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社坂東の取締役は、独立行政法人国立病院機構が運営する大阪刀根山医療センター（大阪府豊中市）が発注した事務用品などの随意契約で、令和3年10月ごろ同病院の元職員へ、同社が有利になるよう便宜を図った見返りに、現金70万円を渡したとして、令和6年1月29日、贈賄の疑いで大阪府警に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

株式会社坂東の取締役が贈賄の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号口（贈賄）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号口（贈賄）に該当するため。に該当するため。従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社坂東

大阪府大阪市中央区玉造2丁目13番25号

代表取締役 坂東 博明

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和6年3月11日から令和6年5月10日まで（2ヵ月）

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

（贈賄）

3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 代表役員等

ロ 一般役員等

ハ 使用人